

【実施時期】 令和4年1月20日

【委員】 竹川宏子委員長、藤井玉夫副委員長、松尾志津夫委員、
糀谷利明委員、柳本干城委員、堀江史利委員、岸本馨委員、
末瀬敏明委員、原幸子委員、高瀬則子委員、永井さち子委員

【会議内容】

報告事項	事務局	<p>(1) 本市場の廃止決定について</p> <p>令和元年9月に本市場唯一の青果部卸売業者が事業を停止し、総合市場としての卸売市場運営が展開できず、施設老朽化を解消すべく再整備計画を進めることができなくなったため、令和3年度末をもって本市場を廃止する方針を令和2年5月末に決定しました。その後も場内事業者で組織する市場存続協議会に、市場廃止の方針を決定した経緯や退去後の条件等を引き続き説明し、同協議会に市場廃止を受け入れていただきました。同協議会は一時期、市内に卸売市場を民間で経営するため物件を探したり、市に補助を求めたりするなど検討しておられましたが、各事業者の初期投資や維持管理費用の見積が膨大であったことから、令和2年10月に各事業者で移転先を探すことに方針を変えておられます。本市場に関係する条例につきましては、令和3年9月の市議会で廃止が議決されており、施行日は今年の4月1日ですので、前日の3月31日をもって廃止することが決定されました。</p>
	各委員	意見、質問なし
	事務局	<p>(2) 本市場廃止後の場内事業者の営業について</p> <p>市場の廃止方針を決定したのが令和2年5月、場内事業者がそれぞれ移転先を探すことが決まったのが令和2年10月でしたので、市場廃止まで1年6か月しかなく移転の準備をするには十分な期間がありませんでした。存続協議会からも廃止時期の3年延長を求められていたこともあり、本市は市場廃止後の明渡猶予期間として令和6年3月末までの最長2年間を施設の一時使用と位置づけ、普通財産貸付を行う方針を令和3年1月に決定しました。普通財産貸付というのは市場の条例に基づく使用料とは異なり、時価相当額で算定した貸付料を支払っていただく必要があります。この貸付料は現在の使用料より単価が安い反面、今まで使用料がかかっていなかった道路や駐車場、共用トイレなどにも貸付料がかかる上、市が行っていた施設維持管理の負担をしていただく必要がありますので、全体としては現行の負担よりも重くなっ</p>

		<p>てしまいます。そこで、市場存続協議会と協議を重ね、不要な施設や敷地を借りないことで、できるだけ経費を軽くして何とか残留事業者が負担できる範囲内で契約できる方向に進めています。</p> <p>なお、来年4月以降も残留を予定している事業者は、市場廃止方針決定時に18団体いた事業者のうち8団体で、市場を管理する任意の団体として「加古川卸売市場管理組合」を設立する予定です。</p> <p>現在は、18団体いた事業者のうち既に7団体が退去され、年度内にあと3団体、合計10団体が退去を予定しています。</p> <p>委員 今後の出荷先等、東播蔬菜園芸組合員以外農家や漁業者への情報提供はどうなっているのか。</p> <p>事務局 組合員以外の農家について来年度も出荷できる旨を周知していなかったのが今から周知します。水産物出荷者はすべて周知が図れていると卸売業者から聞いています。</p> <p>事務局 (3) 加古川市公設地方卸売市場開設運営協議会の廃止について 加古川市公設地方卸売市場開設運営協議会委員は令和2年7月1日に委嘱されており、任期は令和4年6月30日までの2年間となっております。しかし、本市場に係る条例につきましては、令和4年4月1日に廃止されるため本運営協議会も3月31日をもって廃止となります。したがって委員の任期も同日付となることから、後日解職辞令を送付させていただく予定としております。</p> <p>各委員 意見、質問なし</p>
--	--	---